

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

1) 地域の災害リスク

門真市に影響を及ぼす災害としては、地盤・地質特性、気象等の自然的条件等を勘案し、地震、風水害（台風、豪雨等）が想定される。

a) 地震

門真市域に影響を与える地震として、内陸活断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）及び南海トラフで発生する海溝型の地震（東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震）が想定される。このうち門真市域への影響（建物被害、人的被害）が最も大きいと考えられるのが、「生駒断層帯地震」で、最大震度7と想定されている。

被害内容		想定地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
地震の規模	マグニチュード		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大 9.1
	震度		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6 弱	5 弱～6 強
建物被害	全壊		8,105 棟	687 棟	11,358 棟	982 棟	12 棟	330 棟	1,314 棟
	半壊		7,783 棟	1,435 棟	8,574 棟	1,985 棟	31 棟	753 棟	5,762 棟
出火件数(※1)			30 件	4 件	45 件	5 件	3 件	3 件	4 件
人的被害(※2)	死者		248 人	3 人	494 人	5 人	0 人	0 人	28 人
	負傷者		2,505 人	569 人	2,815 人	763 人	10 人	260 人	781 人
罹災者数			63,394 人	8,167 人	86,887 人	11,027 人	170 人	2,776 人	758 人
避難所生活者数			18,385 人	2,369 人	25,198 人	3,198 人	50 人	806 人	20,701 人
ライフライン	停電		34,895 軒	1,487 軒	33,995 軒	2,379 軒	0 軒	694 軒	30,932 軒
	ガス供給停止		52 千戸	0 戸	40 千戸	0 戸	0 戸	0 戸	42 千戸
	水道断水		123 千人	66 千人	128 千人	93 千人	9 千人	24 千人	129 千人
	固定電話被災		32,279 回線	2,391 回線	32,279 回線	2,391 回線	239 回線	0 回線	18,684 回線

【資料】門真市地域防災計画

(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/soshiki/somu/4/2/2/4/1771.html>)

※1：出火件数は3日間の値

※2：人的被害の死者、負傷者の値は、建物倒壊・火災によるものの合計

b) 風水害

門真市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市（鶴見区）、守口市、寝屋川市及び大東市の4市に隣接している。東は飯盛、生駒の山脈が、西は標高5m以下の低く平らな河内平野が広がり、本市の大部分は標高2m以下で、特に南部地域（三ツ島）は0.1～0.3mの低地が広がっている。

本市は寝屋川流域に位置しており、市に接する寝屋川右岸及び市内を流下する古川の両岸は重要水防区域に指定されている。寝屋川流域は地形的な特性から水はけが悪く、流域面積の約3/4は内水域

であるため外水氾濫が発生する恐れがあり、寝屋川及び古川は洪水予報河川（河川氾濫により国民経済上重大、又は相当な損害を生じる恐れがある河川）に指定されている。

また、市域外の淀川も洪水予報河川に指定されており、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が平成 29 年に公表した資料では、想定し得る最大規模の降雨（枚方上流域：360 mm/24 時間）での外水氾濫により、市のほぼ全域が浸水し、一部地域では最大で約 9 日間浸水が継続すると想定されている。

【資料】門真市防水ハザードマップ

(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/9/kozui.pdf>)

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 5,462 者 (平成 28 年 経済センサス)
- ・中小企業者数 4,019 者 (平成 28 年 中小企業庁 市区町村別中小企業数)
- ・小規模事業者数 3,819 者 (平成 28 年 経済センサス)

3) これまでの取組

【守口門真商工会議所】

- ・事業継続力強化計画や大阪府「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」の策定に向けた個社支援
- ・事業継続計画 (BCP) 策定セミナーの実施
- ・事業継続計画に関する国・大阪府施策の周知
- ・「業務災害補償プラン」等の商工会議所保険制度の加入促進
- ・被災事業者対応のための特別相談窓口の設置
- ・著名な防災専門家による講演会の開催

【門真市】

- ・門真市地域防災計画の策定
- ・防災マップ、洪水ハザードマップの作成および配布
- ・事業継続力強化計画や大阪府「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」等の周知及び策定支援

②課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる守口門真商工会議所と門真市との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・守口門真会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。また、地域の被害状況や感染状況を収集する仕組みが確立されていないため、迅速に数値を把握できない。
- ・事業継続計画策定等の事前対策について、小規模事業者への周知が不足している。

③目標

実施期間中における事業者 B C P 策定支援事業者数の目標：延べ 14,000 事業者

令和 4 年度：2,800 事業者

令和 5 年度：2,800 事業者

令和 6 年度：2,800 事業者

令和 7 年度：2,800 事業者

令和 8 年度：2,800 事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、守口門真商工会議所と門真市との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④その他

守口門真商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

⑥事業継続力強化支援事業の内容

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の各種保険制度、共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・大阪府が提供する「簡易版BCP」、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。
- ・事業継続計画策定において、セミナーや関連施策についてSNSや会報等により情報提供する。
- ・必要に応じて専門家を活用した精度の高い事業継続計画の策定を行う。

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて、地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・守口門真商工会議所と門真市は、自然災害が発生したと仮定し、連絡体制の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・守口門真商工会議所は令和8年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体との連携

- ・大阪府商工会連合会の事業継続計画（BCP）策定支援制度を活用した専門家派遣を活用することで同連合会と連携を図る。
- ・関係団体からポスター掲示やチラシ配架等の依頼がある場合、BCP策定の普及啓発のために積極的に協力する。

g) フォローアップ

- ・守口門真商工会議所と門真市 市民文化部 産業振興課、総務部 危機管理課は当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には人命救助が最優先であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に各職員の安否や業務従事の可否、周辺の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について確認を行い、速やかに情報を共有した上で、両者の協議により応急対策の実施可否を判断する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、門真市は感染症対策本部を設置、守口門真商工会議所は消毒・手洗い・来所者の緊急連絡先の確保等を行った上で、応急対策の実施可否を判断する。

b) 応急対策の方針決定

- ・守口門真商工会議所と門真市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・守口門真商工会議所及び門真市は、以下の被害規模の目安をもとに、市内の被害状況を確認すると共に、大阪府「被害状況報告の流れ」に従い情報を共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により守口門真商工会議所と門真市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～	地区内中小企業の被害状況に応じ必要に応じて共有する

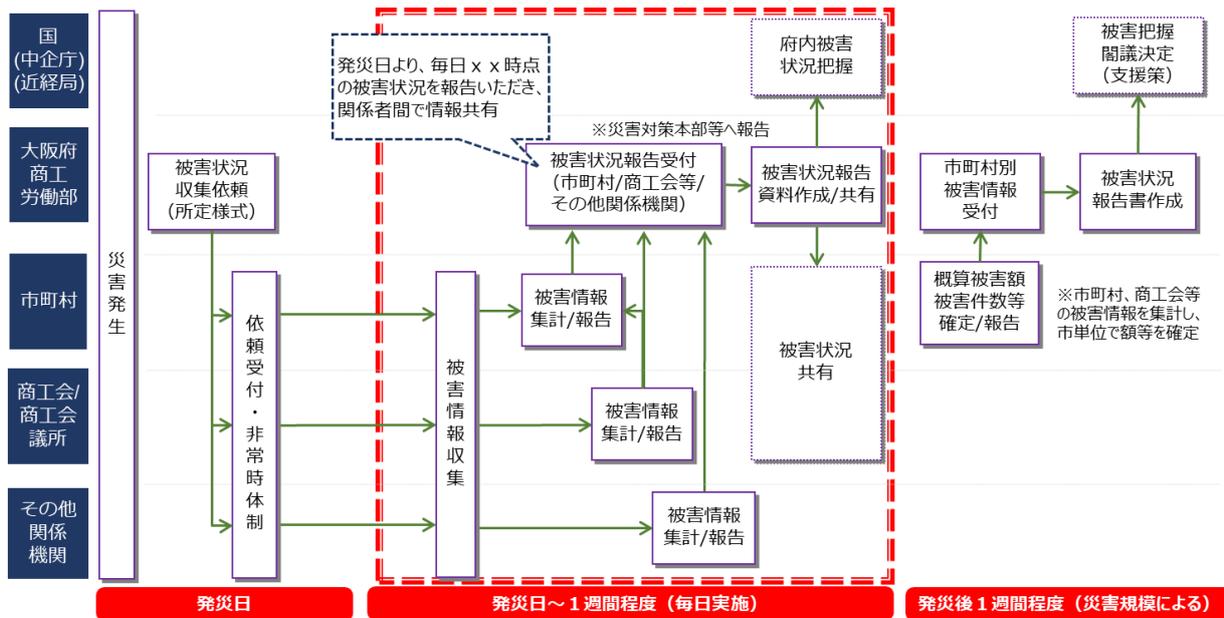
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・守口門真商工会議所は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・守口門真商工会議所と門真市は二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・守口門真商工会議所と門真市は被害状況の確認方法や被害額（合計額、建物、設備、商品等）の算定は、大阪府が定める方法に基づき算出し、情報を共有する。
- ・自然災害発生及び感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、守口門真商工会議所と門真市が共有した情報を大阪府の指定する方法にて守口門真商工会議所又は門真市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、守口門真商工会議所と門真市で相談・決定する。
(守口門真商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・相談窓口は安全性が確保された場所に設置する。
- ・守口門真商工会議所は、可能な限り地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・守口門真商工会議所及び門真市は応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、門真市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・門真市の被害規模が大きく、市職員だけでは対応が困難な場合、北河内7市（門真市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市）による災害相互応援協定に基づき応援要請を求める。
- ・守口門真商工会議所は被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づいて、他の地域からの応援派遣等を要請する。

6) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

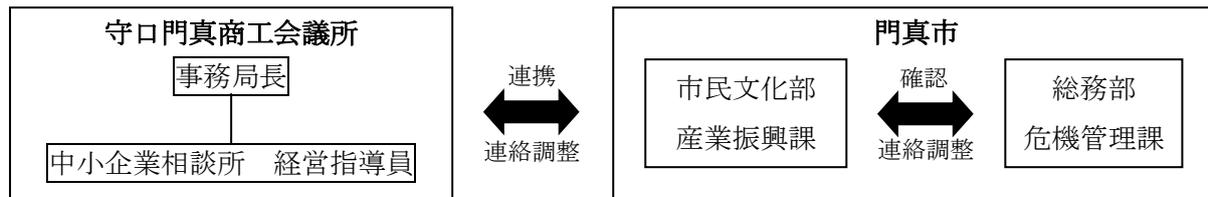
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は⑨参照）

経営指導員 小西 敬人
経営指導員 吉川 昌宏
経営指導員 赤堀 彰則
経営指導員 松本 竜治
経営指導員 宮前 能

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の計画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

○守口門真商工会議所

商工振興部 中小企業相談所
〒571-0045 大阪府門真市殿島町6番4号
TEL：06-6909-3303 FAX：06-6909-3409
E-mail：soudan@mk-cci.jp

○門真市

市民文化部 産業振興課
〒571-8585 門真市中町1番1号
TEL：06-6902-5966（直通） FAX：06-6905-3264
E-mail：sim01@city.kadoma.osaka.jp

総務部 危機管理課

〒571-8585 門真市中町1番1号
TEL：06-6902-5812（直通） FAX：06-6905-3264
E-mail：som08@city.kadoma.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【守口門真商工会議所】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【門真市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携先：大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 住 所：〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 電 話：06-6947-4340 F A X：06-6947-4343 メール：shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
・大阪府商工会連合会の「事業継続計画（BCP）策定支援制度」事業を活用した専門家による事業継続計画策定支援・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定支援
連携して事業を実施する者の役割
・守口門真商工会議所より支援依頼を受けた中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣する。専門家は事業者の現状と対策を確認し、簡易版BCP及び事業継続計画・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定支援を行う。また、必要に応じてフォローアップを行う。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[守口門真商工会議所] <--> 相談 B[中小企業小規模事業者]; A --> フォローアップ B; C[大阪府商工会連合会] --> 支援依頼 A; A --> 情報共有 C; C --> 専門家派遣・策定支援 フォローアップ B;</pre>